

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置，運営等に関する要綱の規定により，次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成25年度第1回高松市自治推進審議会
開催日時	平成25年8月23日(金) 14時～15時50分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 高松市自治基本条例の見直しの検討結果について ア 高松市自治基本条例の一部改正について イ 災害時要援護者台帳の運用における個人情報の取扱いについて (2) 高松市自治基本条例に基づく取組について ア 地域コミュニティ協議会(第23条) イ 市民活動団体(第24条) (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井原会長，大西副会長，鹿子嶋委員，中橋委員，野田委員，徳増委員，元山委員
傍 聴 者	0人
担当課および 連絡先	政策課 839-2135

### 協議経過および協議結果

会議を開会し，次の議題について協議し，下記の結果となった。

**議事(1) 高松市自治基本条例の見直しの検討結果について**

**ア 高松市自治基本条例の一部改正について**

(資料「資料1 高松市自治基本条例の一部改正について」により，事務局から報告)

条例の一部改正について，事務局から説明し，承認を得た。

**議事(1) 高松市自治基本条例の見直しの検討結果について**

**イ 災害時要援護者台帳の運用における個人情報の取扱いについて**

(資料「資料2 災害時要援護者台帳の運用における個人情報の取扱いについて」により，健康福祉総務課から説明)

(委員)

災害時要援護者台帳は，その運用について課題があるにもかかわらず，体制等の見直しを行っていない。地域のコミュニティ力を活用するなど実効性のある制度にするためにも，自治基本条例を改正して，高松市独自の要援護者台帳の運用をしたほうがよい。

## 協議経過および協議結果

(委員)

登録対象者の抽出には、漏れはないのか。

(健康福祉総務課)

完全に漏れがないことはない。

(委員)

台帳登録者が優先されて安否確認等避難行動支援を受けることになるのか。

(健康福祉総務課)

実際には、そのようになってしまう。

(委員)

地域では、当然、要援護者台帳に登録するよう声かけを行っているが、一方で、個人情報の問題がある。運用方法は、さらに議論を深める必要がある。

(会長)

本審議会では、「ただちに、条例の条文の見直しと行うのではなく、要援護者台帳についての様々な観点から議論を深めていただきたい。」ということではいかがか。

(事務局)

担当局でも、問題意識をもって内部的に検討しているので、会長のおっしゃった審議結果でお願いしたい。

(会長)

問題意識を共有していただき、検討いただきたい。

(委員)

自治会の加入率が7割を切る中、地域コミュニティ協議会の在り方や地域コミュニティ協議会の組織を考え直す時期にきているのではないか。

(委員)

自治会のような任意団体ではなく、地域コミュニティ協議会の組織を生かすべきである。ただ、現場は、理想的には運営されていない。

(会長)

高松市自治基本条例の見直しの検討結果に関わる災害時要援護者台帳の運用における取扱いについては、今後も行政として多面的に御検討いただきたい。

### 議事(2) 高松市自治基本条例に基づく取組について

#### ア 地域コミュニティ協議会(第23条)

#### イ 市民活動団体(第24条)

(会長)

高松市自治基本条例に基づく取組(地域コミュニティ協議会および市民活動団体)について、現状の把握とより市民が利用しやすい手法とするため、御意見をいただきたい。

(資料3 高松市自治基本条例に基づく取組について(ア 地域コミュニティ協議会(第23条)、イ 市民活動団体(第24条))により、地域政策課および地域政策課市民協働推進室から説明)

## 協議経過および協議結果

(委員)

地域コミュニティ協議会の構成員は、高松市民全員であるが、メンバーが固定化、高齢化しているため、無関心層を巻き込んだ活動というのは、今後の地域コミュニティ活動の使命であると思う。また、若い世代は、働いているので、参加が難しい。そこで、今後は、退職後に地域コミュニティにスムーズに解け込むことのできる仕組み作りなどを行政に担っていただきたい。

(委員)

コミュニティカルテは、見える化を図ったもので評価できるが、原因と対策をはっきりさせた、より効果的なものにすべきである。

ゆめづくり事業のような補助事業は、市民が、自分たちの税金を有効に使っているという実感ができるよう、見直すべきである。

また、市民活動センターは、どう変わったのか。

(委員)

コミュニティカルテは、客観的な評価をするという意味で、一歩前進だと思う。

地縁団体は、行政からの資金で運営するものという風潮があるため、このようなカルテでチェックする仕組みは必要である。本来、資金計画は、計画段階にゼロから積み上げていくべきであるので、地域コミュニティ協議会がもっと成熟し、若い世代が活動に参加し、自分たちで考えて活動するようになってほしい。そして、地域コミュニティ協議会には、いろんな層があるということを理解してほしい。

(会長)

市民活動団体について、市民活動団体の委員から意見をいただきたい。

(委員)

市民活動団体への支援については、高松市は全国的にも遅れている。市民活動センターなどの機能強化には、もう少し工夫して取り組んでいただきたい。市民活動センターでは、同じフロアに地域コミュニティ協議会とNPOが配置されており、なにかの融合を期待している。

地域との連携ということで、NPOと地域コミュニティとの連携の進捗状況はどうか。NPOの立場からすると、「地域にはいる」ということの難しさを実感しているところであるが、地域コミュニティ協議会のうち、特定の目的で活動している部分が、その目的に合ったNPOと連携すると効果的であると思う。

(委員)

地域コミュニティ協議会と市民活動団体は、なかなか解け合わないのが現実である。地縁団体は、NPOのノウハウを借りて積極的に活動してほしい。

(会長)

地域コミュニティ協議会と市民活動団体の連携が重要だという指摘は貴重である。そのような取組のための活動を行政にもお願いしたい。市民活動センターで、そのための場作りが始まりつつあると聞いているがいかかがか。

(地域政策課市民協働推進室)

地域コミュニティ協議会と市民活動団体を、直接マッチングするのは難しいと考えており、その仲介役として、支援組織である市民活動センターの職員を考えている。

市民活動センターが音頭をとって、地域コミュニティ協議会に協力いただいて行事を行ったり、地域コミュニティ協議会主催の行事には、なるべく市民活動センターの

## 協議経過および協議結果

職員が参加したりするようにしている。

今後は、市民活動センターの職員自ら地域にはいって、悩みのタネ（提案企画事業）を探してくることを予定している。

(委員)

男女共同参画センターの移転に伴って、150もの登録団体は、松島（予定移転先）へそのまま移転するののひとつの手であると思うが、移転の際に、市民活動センターへの登録を促してはどうか。そうすれば、市民活動センターが変わるのではないか。

(会長)

条例との関わりで、地域コミュニティ協議会や市民活動団体が、どういう活動が望ましいか違った視点の意見を伺いたい。

(委員)

NPOと地域コミュニティ協議会の融合は、重要であると思う。

お金の使い方は、お金を使った地域の方がその人たちが満足しているか満足していないかによって評価すればよいと思う。満足するためには、地域コミュニティ協議会により多くの地域の方が参加し、活動すれば、その結論はみんなが決めていることだから、満足しているはずである。「意思決定」されているという観点からは、活動されている方が限られているというのは、問題があると思う。

(会長)

地域コミュニティ協議会と市民活動団体についての説明であったが、実は、その2つのコラボが重要だという指摘については、改めて貴重であり重要と思う。そのような取組を行政にお願いしたい。地域に入るのが難しいということは、それだけ地域コミュニティ協議会に対する期待が大きいということだと思う。地域コミュニティ協議会が市民全体のものになるように、それは取りも直さず、自治基本条例が市民のものとなるようこれから取り組んでいく必要があると思う。

(委員)

協働推進委員は、改めて指名しなくても、職員も地域コミュニティ協議会の構成員なので、職員としての使命感や社会人としての常識として、地域コミュニティ活動に参加するのが本来の姿である。

(委員)

(丸亀市の例をとると、)協働推進員のような方も、個人によって、熱心な人とそうでない人がいる。高松市は、かなりの数の協働推進員がいるので評価できると思う。実際には、どの程度活動しているか分からないが、コーディネートするという役割を意識させるためにも、ある程度の人数のこのような協働推進員をおいてもいいのではないかと思う。

(会長)

交付金に頼らずに自主的にまちづくりをいう事業を実施する、職員であれば、役職を付与されなくても自主的に活動するというのは、理想的な姿である。いずれはそうなるっていくのかもしれないが、それまでの間、このようなプロセスもお願いしてはいかかか。

(委員)

人事異動があった場合、継続の問題が生じる。引継ぎや、評価とフォローアップが欠けていると思う。また、人事異動で関わらなくなった場合、関係なくなるというの

## 協議経過および協議結果

では、具合が悪い。

(委員)

(丸亀市の場合、) せっかく、ノウハウを蓄積して情報共有できるようになったにもかかわらず、数少ないコーディネーターが変わってしまったために、引き継がれておらず、話がゼロに戻ったという話をしていた。

(会長)

今のお話は、行政の方にも受け止めていただけるものと思う。

(地域政策課)

全ての事業において、実施することが目的ではなく、実施するまでのプロセスが重要と考えている。しかしながら、必ずしも、そういった意図に結びつかないということ、市や地域コミュニティ協議会が認識しなければならない。できるだけ多くの地域の方に関わっていただいて、一つの物事に取り組み、課題を抽出、解決していこうという思いを培っていただくというのが、一つの目的であり、そのための手法の一つとして、資金的な援助があると考えている。今後は、事業を説明する上で、それらのことを十分に説明していくようにする。

協働推進員については、協働推進員かどうかに関わらず、こういった役職があるのだという意識付けとしたい。

また、職員が、定年後に地域で活動してもらえるような研修などの機会を設け、役所で培った公務員としての知識を地域に還元していくことをお願いするようにしていく。

(委員)

継続性の問題については、各部署から選任するのではなく、職員は地域の住民の一人として、課が変わっても同じ地域で活動するようにするとよいのではないか。

また、協働など地域コミュニティ協議会が議題であるのならば、地域コミュニティ協議会からどなたかが出席して、現場の実態を説明するべきではなかったか。

(会長)

(事務局は、) 運用上、御意見を参考にさせていただけたらと思う。

本会議で審議すべき議題はこれで終了とする。

まとめとして、条文上の見直しが必要なわけではないが、条例の運用に当たっては、出された様々な意見を十分配慮していただきたいということで締めたいと思う。

### 議事(3) その他

(事務局から、今後のスケジュールを説明)

(会長)

本審議会では、現段階であげられている議題の審議は終了とする。

